

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県A市所在の会社Bに派遣社員として雇用され、C会社（以下「派遣先」という。）に勤務し食料品の製造に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後5時46分頃、自宅から派遣先に自家用車で出勤する際、請求人側の車線に合流しようとして進入してきたタクシーと衝突した（以下「本件通勤災害」という。）。請求人は、本件通勤災害後、直ちに、D医療センターに受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、右前腕挫傷、左足関節挫傷」と診断された。

その後、E病院に転医して療養を継続していたところ、請求人に物忘れ、感情失禁が出現したため精神科への受診を勧められ、請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、本件通勤災害後の損害保険会社との交渉がうまくいかなかったことが原因となり精神障害を発病したとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人の本件通勤災害による受傷については、監督署長はこれを通勤上の事由によるものと認め、療養給付及び休業給付を支給する旨の処分をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が本件通勤災害によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) G医師作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」を発病したとされている。請求人の発病に至る経緯に照らすと、当審査会としてもG医師の意見は妥当なものであると判断する。

(2) 請求人は本件通勤災害により精神障害を発病したものであると主張しているところ、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、請求人に発病した精神障害が、本件通勤災害によるものと認められるか否かについて、業務上外の判断に準じ以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件通勤災害は、認定基準別表1の業務による心理的負荷評価表(以下「心理的負荷評価表」という。)の「(重度の)病気やけがをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当すると認められるが、本件公開審理における請求人らの陳述内容並びに決定書理由第2の2の(1)のウの(ア)に説示されている車両の物損状況及び本件通勤災害による請求人の負傷の程度からす

ると、当審査会としては、請求人の心理的負荷の総合評価は「中」であって「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は通勤上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) 請求人は、本件通勤災害後の損害保険会社との交渉がうまくいかなかったことが精神障害発病の原因と主張するが、決定書理由第2の2の(2)のイに説示のとおり、当該出来事は精神障害発病後の出来事であって、心理的負荷評価表の特別な出来事にも該当しないことは明らかであることから、評価の対象とはならない。

(5) なお、請求人は買い物の計算、調理、洗濯ができない等主張しているが、本件通勤災害に係る医証を確認したところ、頭部への外傷は認められず、請求人が主張する症状が本件通勤災害に起因することを客観的に証明する資料も認められないことから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。